

広報



# たかのす

No. 275・48・11・15

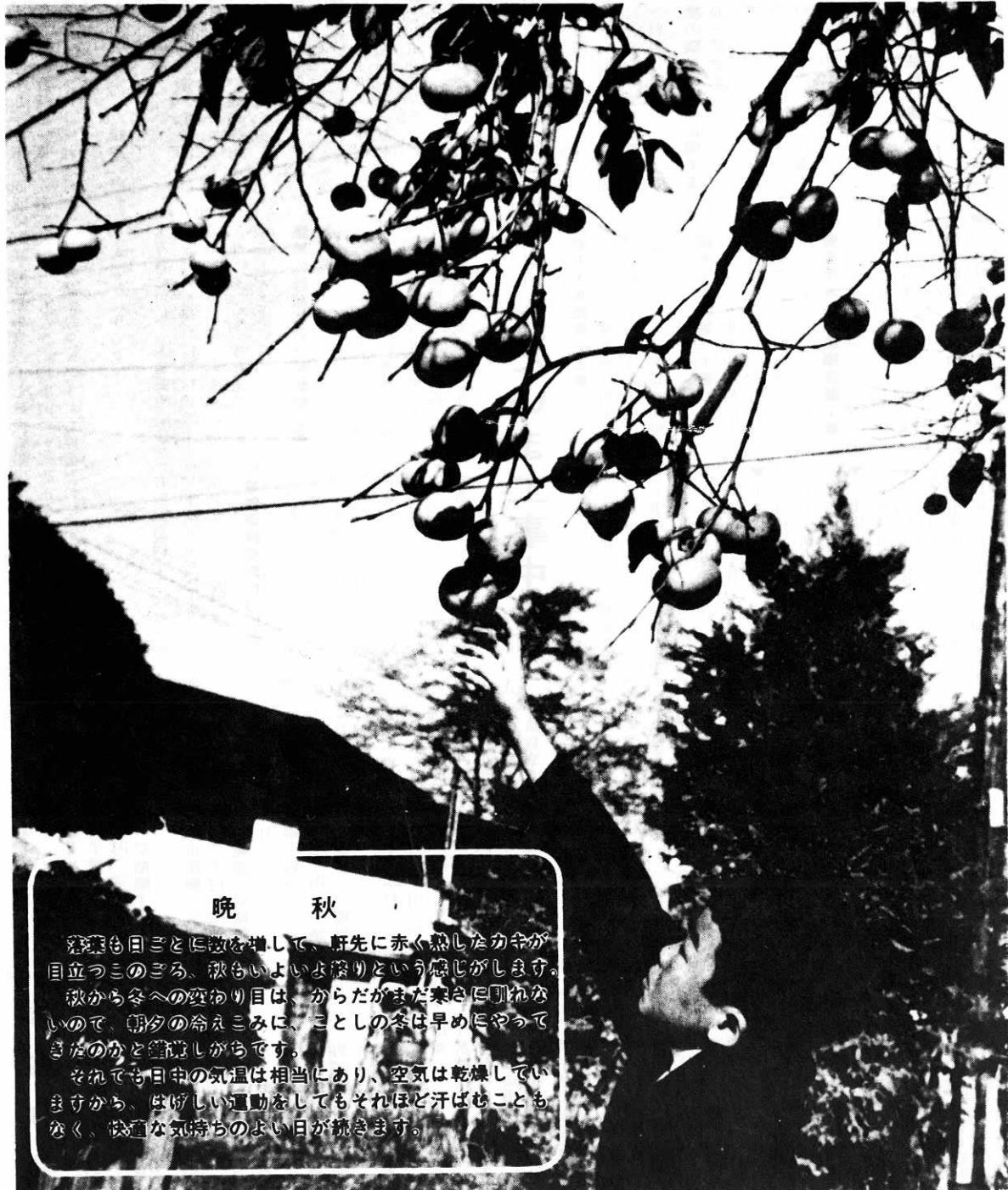
◆編集と発行 廣島町役場総務課広報係

電(2)-1111

◆発行日 毎月1日・15日

◆印刷所 櫛秋北新聞社

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかつたり、配布が遅いときは、総務課広報係へご連絡ください。



## 晚 秋

寒葉も日ごとに数を増して、軒先に赤く熟したカキが目立つこのころ、秋もいいよな暮りという感じがします。秋から冬への変わり目は、からだがまだ寒さに馴れないで、朝夕の冷え込みに、ことしの冬は早めにやうできたのかと驚嘆しがちです。

それでも日中の気温は相当にあり、空気は乾燥しているから、はげしい運動をしてもそれほど汗ばむこともなく、快適な気持ちのよい日が流きます。

## 第9回臨時町議会

一般計  
一會

16億3千6百81万3千円に

## 給与条例などを一部改正

## 新設工場機械貸付譲渡条例の一部改正

人手院の報告にともない、給与の改定を内容とするもので、一般職の給与表および扶養手当、住宅手当、通勤手当が、四月にさかのぼり引き上げられることになりました。

△教育費百万三千円 体育館  
完成にともなう光熱水費 貨  
金、燃料費ほか。

▽農林水産業費三百八十九万円  
七千円△林業振興作業道開設  
補助二百七十六万二千円ほか  
▽商工費一千五百万円△誘導  
工場クラウン精密工業に対す  
る貸与機械

(歳入) ▽町税百四十八万三千円 ▽県支出金三百四十一万七千円 ▽町債一千五百万円

歳入歳出予算の総額に、議  
入歳出それぞれ一千九百九十九  
万円を追加し、歳入歳出それ  
ぞれの総額は、十六億三千九  
百八十一万三千円となりまし

四十八年度第九回  
一般会計補正予算、人  
上提され、それぞれ  
しました。

|| ただいま工事中 ||

円▽契約者＝貝塚建設 貝塚利一郎 ▽工事場所＝坊沢、  
字善千鳥坂 ▽工事内容＝木造平家建四百九十四、九二平

「二厘」を、「利率年五%」に改正したもので。

は、次のとおりです。

時町議会は、十月二十七日役場院勧告にともなう給与条例の

▼工事場所||鷹巣西屋敷地内  
▽請負額||五百五十万円 ▽  
請負業者||秋田機械建設 ▽

期限||四十九年三月二十日

△農業用水路防護構設置工事△

▽工事場所||古関、下家下、中綱  
▽請負額||八十三万円  
▽請負業者||角弘 ▽期限||

十二月十日

十一月三十日

▼工事場所||今泉上町線  
請負額||九十五万円 ▽請負業者||秋田土建 ▽期限||

十一月三十日

▼工事場所||掛泥二号線  
請負額||百七十五万円 ▽請負業者||秋田土建 ▽期限||

十一月三十日

△都市下水路第一工事  
▽工事場所＝鷹東西屋敷地内  
▽請負額＝五百八十七万円  
▽請負業者＝前田製管 ▽期  
限＝十一月二十日

△請負額＝三百四十万円  
▽請負業者＝佐藤建設 ▽期限＝十  
月三十日

▼工事場所＝綴子地内国道  
▽請負額＝百二十五万円  
▽請負業者＝左藤建設 ▽期  
限＝十一月二十日

たまに工事中

円 ▷契約者貝塚建設 貝塚利一郎 ▷工事場所『坊沢字善千鳥坂』 ▷工事内容『木造平家建四百九十四、九二平』 定されている六万四千六百十五平方間を一千五百分の二に、全町を一万分の一に作ることになります。

内で業務委託契約をしたも  
で、因比は都市計画又或こ

要と認めた場合に貸付譲渡する機械貸付料の「利率年一分二厘」を、「利率年五%」に改正したもので、

△工期：十月二十九日から  
十九年三月二十日まで

業務委託契約について

時町議会は、十月二十七日役場議場で開かれ、一院勧告にともなう給与条例の一部改正など五件について審議の結果、いずれも原案どおり決定閉会は、次のとおりです。

▼工事場所＝今泉造坂 B▼請負額＝百六万七千円 ▽請負業者＝長岐建設 ▽期限＝十二月二十五日

▼工事場所＝坊沢三助田沢口 ▽請負額＝三百四十八万五千円 ▽請負業者＝村上土建

▼期限＝四十九年三月二十日

▼工事場所＝坊沢伊勢堂下 ▽請負額＝五十万円 ▽請負業者＝畠山重機 ▽期限＝十二月二十日

▼工事場所＝坊沢横道街道下 ▽請負額＝百四十五万円 ▽

負業者　小猿部建設 ▽期限  
▼工事場所　綴子岩谷 ▽請負額  
負額　二十六万七千円 ▽請負業者  
米代川商事 ▽期限  
限　十二月二十日

負業者 || 伊藤組 ▽期限 || 十月三十日

|             |             |             |                           |                           |
|-------------|-------------|-------------|---------------------------|---------------------------|
| 30<br>日     | 28<br>日     | 27<br>日     | 26<br>日                   | 25<br>日                   |
| 秋田支部内外情勢調査会 | 鷹巣町議会臨時会    | 第九回町議会臨時会   | 郡町村会教育厚生委員会と県関係部課長との連絡協議会 | 郡町村会教育厚生委員会と県関係部課長との連絡協議会 |
| 下大沢部落       | 三郡東西対抗剣道大会  | 三郡東西対抗剣道大会  | 町長と語る会                    | 町長と語る会                    |
| 查会          | 鷹巣町長旗争奪三市   | 鷹巣町長旗争奪三市   | 小森                        | 小森                        |
| 秋田市         | 武田材木本店新工場竣式 | 武田材木本店新工場竣式 | 部落                        | 部落                        |
| 岩坂          | 鷹巣町健康大学     | 鷹巣町健康大学     |                           |                           |
| 会           |             |             |                           |                           |

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 24 | 23 | 22 | 20 | 19 | 18 | 17 |
| 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  |

水大会》青森市  
種苗交換会の件について農協関係と協議  
町議会土木常任委員会  
県と公共土木事業についての協議会  
町長と語る会》大野尻部落  
普及所協力会幹事会  
工事現場視察  
鷹角線陳情》東京  
町長と語る会》松沢

町長日誌  
10月16日(水)～10月31日(木)



# 住みよい街づくりのために

## 新しい用途地域の都市計画

(1)

▼……町ではいま都市計画区域の拡大（区域変更）、用途地域の決定、農業……  
 ▼……振興地域決定の三つの仕事を進めていますので、その内容についてお知……  
 ▼……らせします

現在の都市計画区域は、旧鷹巣地域全部が都市計画区域になっていますが、これを約十一倍に拡げて中心部の市街地と点在している各部落を含み、一体の町として総合的に整備や開発、または保全しようとするものであります。

用途地域とは：都市計画区域の内で、農業を専門に進めているとする区域と、市街地として建物を計画的に建てさせようとする区域とに区分して、農業を専門に進めていく地域を農業振興地域といい、建物の建築を許可する地域を用途地域といいます。

町にはいろいろな建築物が集まり、それらの複雑な建築が無計画、無秩序に建築されたのでは、都市形態は混乱し、お互いに迷惑であり、都市施設の整備も非能率的になります。そこで、土地利用計画に沿って市街地の各地域に適した類似の用途のものを集め、同時に地域にふさわしくない用途のものを排除して、市街地の合理的な利用を図ります。このような用途地域制は、この住宅同志が集まることがあります。

このように、土地利用計画ですが、その内容についてお知らせします。

一、住宅同志が集まるに

二、商店、事務所等が集まることによって、住民の日常生活に利便を与えることになります。

三、工業同志が集まることによって、生産能率を上げ公害の影響を少なくでき、また収益性の高いもの（商業建築）を排除することにより、土地価格の上昇を防ぐことができます。

このようないくつかの利点のもとに決められた用途地域の種類は、次の八種類になっています。

- ①第一種住居専用地域
- ②第二種住居専用地域
- ③住居地域
- ④近隣商業地域
- ⑤商業地域
- ⑥準工業地域
- ⑦工業地域
- ⑧工業専用地域

第一種住居専用地域は、低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、工場や風俗営業施設など、良好な住環境をそこなう建物は建てられませんが、店舗、事務所、病院などは建てられます。また、高さの最高限度は定め

ます。建物の高さは、十㍍以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられませんので、日照などの環境条件を確保することができます。建ぺい率の限度は三十%、四十%、五十%、六十%、容積率の限度は五十%、六十%、八十%、百分、百五十%、二百%のうちから、地区の条件に応じて、それぞれ適切なものが定められます。この場合、制限がきびしいほど一般的に良い環境が確保されるということはいうまでもありません。さらに、空地を確保するため、敷地境界線から一㍍以上、または一㍍以上離れて建物を建てることによる壁面の後退距離が定められます。

第二種住居専用地域は、中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、工場、ボーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられますが、店舗、事務所、病院などは建てられます。また、高さの最高限度は定め

ます。建物の高さは、二十㍍以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられませんので、日照などの環境条件を確保することができます。建ぺい率の限度は二百%、三百%、四百%のうちから適切なものが定められます。建ぺい率は四・五階建て程度の普通の住宅団地では、百分未満、高層住宅団地でも二百%程度であることからみて、とくに高密度な利用を図る必要のある地区を除いては、二百%が適当とされています。（以下次号以降に続きます）

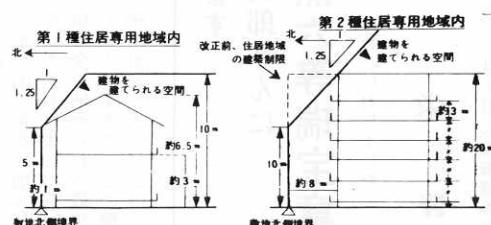
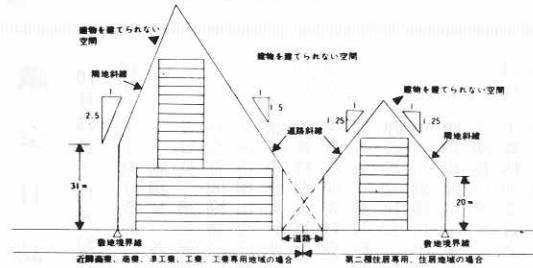


図4 土地斜線、道路斜線制限



この地域の中では、比較的高密度な住宅地という性格から、住環境の保護と同時に都市的な生活の利便にも重点が置かれていますので、工場、ボーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられますが、店舗、事務所、病院などは建てられます。また、高さの最高限度は定めます。建物の高さは、二十㍍以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられませんので、日照などの環境条件を確保することができます。建ぺい率の限度は二百%、三百%、四百%のうちから適切なものが定められます。建ぺい率は四・五階建て程度の普通の住宅団地では、百分未満、高層住宅団地でも二百%程度であることからみて、とくに高密度な利用を図る必要のある地区を除いては、二百%が適当とされています。（以下次号以降に続きます）

この地域の中では、比較的高密度な住宅地という性格から、住環境の保護と同時に都市的な生活の利便にも重点が置かれていますので、工場、ボーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられますが、店舗、事務所、病院などは建てられます。また、高さの最高限度は定めます。建物の高さは、二十㍍以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられませんので、日照などの環境条件を確保することができます。建ぺい率の限度は二百%、三百%、四百%のうちから適切なものが定められます。建ぺい率は四・五階建て程度の普通の住宅団地では、百分未満、高層住宅団地でも二百%程度であることからみて、とくに高密度な利用を図る必要のある地区を除いては、二百%が適当とされています。（以下次号以降に続きます）

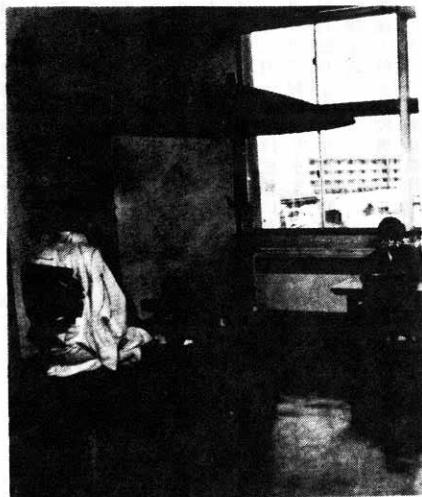
この地域の中では、比較的高密度な住宅地という性格から、住環境の保護と同時に都市的な生活の利便にも重点が置かれていますので、工場、ボーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられますが、店舗、事務所、病院などは建てられます。また、高さの最高限度は定めます。建物の高さは、二十㍍以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられませんので、日照などの環境条件を確保することができます。建ぺい率の限度は二百%、三百%、四百%のうちから適切なものが定められます。建ぺい率は四・五階建て程度の普通の住宅団地では、百分未満、高層住宅団地でも二百%程度であることからみて、とくに高密度な利用を図る必要のある地区を除いては、二百%が適当とされています。（以下次号以降に続きます）

## 第五回教育文化祭

一日頃の成果を出しあうー



▲邦雅祭には、ことしから琴も参加、美しい音色をきかせてくれました。



▲お茶席



▲生花展

第五回鷹巣町教育文化祭は十一月三、四の両日、役場など七会場に日頃の成果を披露して下さいました。

ことは、公民館の解体などで会場が分散したことと、久しぶりの好天に農家の人たちが収穫作業におわれたことなどがさなり、どの会場も総じて観衆のすくなかつたのが惜しまれました。

- ▼住宅の所在地 鷹巣町鷹巣字平崎上岱十三番地の二の内
- ▼住宅の種類・規模 第二種簡易耐火構造二階建・六戸建四棟
- 二DK(床面積四十三・八八平方㍍)
- ▼公募戸数 二十四戸のうち十四戸
- ▼家賃 月額六、五〇〇円
- ▼申し込み資格 ①鷹巣町に居住もしくは勤務先を有し、住宅の困窮者であること。  
②現に同居し、または同居しようとする親族のある方(婚約者を含む)
- ▼申し込み受け付け期間 昭和四十八年十一月一日～十一月二十日
- ▼申し込み場所 鷹巣町役場総務課管財係  
(申し込み用紙も管財係で交付しております)
- ▼抽選の日時および場所 昭和四十八年十一月三十日午前十時
- 鷹巣町役場三階大會議室
- ▼入居定期日 昭和四十八年十二月上旬
- その他

以前に町営住宅入居申し込み書を提出し、まだ入居許可にならないで、今回の住宅に入居を希望する方も改めて申請書を提出してください。

昭和四十八年十一月一日

## 公営住宅の入居者を募集

昭和四十八年度建設の公営住宅に入居を希望される方は次のことがらをお含みのうえ、応募ください。

▼住宅の所在地

鷹巣町鷹巣字平崎上岱十三番地の二の内

▼住宅の種類・規模

第二種簡易耐火構造二階建・六戸建四棟

二DK(床面積四十三・八八平方㍍)

▼公募戸数

二十四戸のうち十四戸

▼家賃

月額六、五〇〇円

▼申し込み資格

①鷹巣町に居住もしくは勤務先を有し、住

宅の困窮者であること。

②現に同居し、または同居しようとする親

族のある方(婚約者を含む)

▼申し込み受け付け期間

昭和四十八年十一月一日～十一月二十日

▼申し込み場所

鷹巣町役場総務課管財係  
(申し込み用紙も管財係で交付しております)

▼抽選の日時および場所

昭和四十八年十一月三十日午前十時

鷹巣町役場三階大會議室

▼入居定期日

昭和四十八年十二月上旬

その他





## 共同テレビ受信施設完成

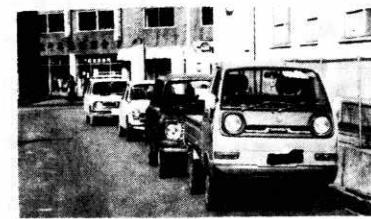
テレビの難視聴地域解消のため、今泉、明利又、上舟木に共同テレビ受信施設工事を急いでおりましたが、このほど三施設とも完成、地域の家庭では鮮明な画面を楽しんでいます。

事業は、NHKがアンテナ塔の基幹工事、残りの経費を県、町、関係部落がそれぞれ3分の1ずつを負担して工事したものです。

アンテナ塔は、電波を受信しやすい山頂などに建てられ、そこから各家庭のテレビと有線で結んでいます。（写真は、今泉の共同テレビ受像アンテナ）



自動車の青空駐車と、車庫なし自動車が禁じられることになりました。これは、自動車の急増によって青空駐車が増え、交通の円滑をさまたげるばかりでなく、交通事故の原因となってきたため、これらの対策としてとられる措置で、十二月一日から適用されることになります。



▲長時間の路上駐車は罰せられます。

## 12月から青空駐車と 車庫なし自動車を禁止

すべての市町村に適用されることになり、また、自動車を買われる方は、その自動車の

保管場所（車庫・空地）が確保されているという警察署長の証明書が必要となりました。

また、長時間（日中十二時間、夜間八時間以上）道路上に駐車しますと、三ヵ月以下の徴収、または三万円以下の罰金に処せられることになります。

新しく改正された法律によりますと、いまでは、本県では秋田市だけに適用されていました「車庫なし自動車の禁止」の地域が、十二月からは全国

### 駐車禁止 新たに二カ所

秋田県公安委員会では、横町通り線両側五百五十メートルと旭大ホールのほかに十畳間二室、管理室、調理室、収納室からなっている多目的センターです。（写真は、完成した今泉生活センター）

町通り線片側二百五十メートルの二カ所を新たに駐車禁止区域に指定しました。午前七時から午後七時までとなっています。

## 町立保育所保母試験の案内

### 2、採用予定人員 保母 若干名

(2)(1) 鷹巣町に居住して居る者

学校教育法による高等学校及び短大、大学を昭和四十七年以降に卒業した者、保母の有資格者

又は昭和四十九年三月まで卒業の見込みの者で保母の資格の見込者

### 3、試験の方法

直接試験・作文・身体検査・身上調査

### 4、試験日時及び場所

昭和四八年十一月二十五日(日)午前九時三十分

### 5、合格格者発表

十二月の上旬に役場前掲示場及び町広報に掲載するほか、合格者に通知します。

### 6、合格から採用までの経路

合格者は任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。

### 7、受験手続及び受付期間

受験提出書類は、履歴書、身上書（自書のこと）各一部

### (1) 受験提出

口、最終学校卒業証明書（又は見込書）並びに成績証明書各一部

### (2) 受験申込先

ハ、健康診断書（保健所又は公立病院）一部

### (3) 受付期間

イ、保母合格証明書、写（又は見込書）一部

### (4) その他

ホ、受験料不要郵便申込も可能

### イ、履歴書、身上書（自書のこと）各一部

### ロ、最終学校卒業証明書（又は見込書）並びに成績証明書各一部

### ハ、健康診断書（保健所又は公立病院）一部

### ヒ、保母合格証明書、写（又は見込書）一部

### ホ、受験料不要郵便申込も可能

### オ、受験申込先

鷹巣町役場総務課宛

### メ、受付期間

昭和四八年十一月二十二日まで

### メ、受付期間

着信のものに限ります。

### メ、受付期間

イ、履歴書には最近撮影した上半身、正面向、縦

メ、横三枚の写真一枚をはって下さい。

ロ、この試験についての問い合わせは、役場町民課福祉係でお答えします。

## 一歳児検診について

昭和47年1月1日から同年11月31日まで生まれた赤ちゃんの検診を、下記により行ないます。

時間は、いずれも午後1時から午後3時まで役場で行ないます。

なお、今回の検診は、昭和48年度健康優良児選考の対象となっております。

## 検診日程表

| 検診日    | 検診実施地区  |
|--------|---|
| 11月19日 | 末広町、米代町、東住吉町、西住吉町、森館町、北新町、新松葉町、太平町、福住町、松葉町、駅前、伊勢町、東仲通、材木町、舟見町 |
| 11月26日 | 南鷹巣、東横町、西横町、仲町、大町、学校通、旭町、新旭町、西仲通、三吉町、桜木町、元新町、花園町、東旭町、西旭町、栄町   |
| 11月29日 | 七日市、沢口地区  |
| 12月4日  | 坊沢、七座地区   |
| 12月10日 | 栄、綴子地区、あけぼの町  |

鷹巣社会保険事務所では、十一月を国民年金普及推進月として「年金相談室」を設け、国民年金に対し、日頃疑問として、「年金相談室」を設けます。

## 年金相談室を開設

十時から午後3時まで、場所は緑子公民館となっています。相談は無料で、むずかしい手続きも必要ありませんのでご利用ください。もちろん秘密は守られます。

三歳児の健康相談

四十四年九月一日から四十五年八月三十日生まれまでの三歳児を対象に、健康相談を行ないます。

11月30日 鷹巣（南鷹巣、東横町、西横町、仲町、大町、学校通、旭町、新旭町、西仲通、三吉町、桜木町、元新町、花園町、東旭町、栄町）

## 中小企業年末資金融資特別保証

秋田県信用保証協会では、季節的に必要な運転資金融資のため、中小企業年末資金融資特別保証貸付を、十二月二十五日までの期限で受付しています。

- ①貸付限度額 七百万円（組合の場合は二千五百万円）
- ②保証期間 六ヶ月以内
- ③保証料 年率一、二三%以内
- ④貸付利率 年率一、二三%以内
- ⑤返済方法 原則として一括返済

申し込みなど、くわしいことは、鷹巣町商工会（二一八五〇）におたずねください。

## 人権困りごと相談所開設

人権擁護活動の一つとして行なわれている人権困りごと相談所が、当町において開設されました。

開設日は、十二月四日午前十時から午後三時まで、場所は緑子公民館となっています。

相談は無料で、むずかしい手続きも必要ありませんのでご利用ください。もちろん秘密は守られます。

香典返し

このほど次のかから、香典返しに町社会福祉協議会へ寄付金がありました。ご芳志に深く感謝いたします。

△福住町寺田生男さんから亡父三一郎さんの香典返し

二〇、〇〇〇円

△七日市長岐幹雄さんから亡母マサさんの香典返し

二〇、〇〇〇円

△南鷹巣笛原一さんから妻ユキさんの香典返し

五〇、〇〇〇円

誕生おめでとうございます  
慶弔だより  
10月16日～10月31日

おくやみ申しあげます

|      |       |      |       |      |      |      |     |    |       |      |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |    |   |
|------|-------|------|-------|------|------|------|-----|----|-------|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|---|
| 大里   | 永井角之助 | 春吉   | 宇佐美   | 佐藤   | 岩谷   | 中島   | 金谷  | 佐藤 | 佐藤    | 岩谷   | 中島  | 長崎 | 奈  | 斎  | 新  | 佐  | 岩  | 松  | 成  | 藤  | 渡  | 中  | 神  | 中  | 千葉寿晃 |    |   |
| (63) | 76    | 87   | 89    | 90   | 62   | 66   | 77  | 76 | 70    | (62) | 南鷹巣 | 三  | 金  | 良  | 藤  | 川  | 林  | 山  | 浦  | 辺  | 成  | 岡  | 国  | 武  | 梅嶋俊宏 |    |   |
| 南鷹巣  | 相李脇糠  | 児玉千尋 | 成田ルリ子 | 高橋昌子 | 三沢恒聰 | 成田長男 | 松尾卓 | 大里 | 永井角之助 | 春吉   | 宇佐美 | 佐藤   |    |   |
| 善岱   | 神沢町   | 田中   | 田中    | 田中   | 田中   | 田中   | 田中  | 田中 | 田中    | 田中   | 田中  | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中 | 田中   | 田中 |   |
| 当    | 森     | 口    | 当     | 大    | 堤    | 大    | 堤   | 中  | 大     | 中    | 中   | 大  | 中  | 大  | 中  | 大  | 中  | 大  | 中  | 大  | 中  | 大  | 中  | 大  | 中    | 大  | 中 |

## お知らせ



この欄はあなたへの通知です。  
かならず目をとおして

## 公民館定期講座受講生を募集中

講座名はつきのとおりです  
ので、受講希望者は公民館（電話二局一一三〇番）に問い合わせください。

講座の受講生を募集しております。  
公民館では、定期講座の受講生を募集しております。  
この機会に「相談室」を利用し、国民年金の認識を深められるようおすすめします。  
なお、相談は文書でも電話（二一一四九〇）でも受け付けております。

梅嶋俊宏（微三男）森館町  
佐藤明子（良明三女）糠沢